

平成29年4月14日
徳島労働局

徳島労働基準監督署における文書の誤廃棄について

徳島労働局（局長 鈴木 麻里子）は、徳島労働基準監督署（署長 西泉 ひとみ）において発生した個人情報を含む文書の誤廃棄について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概要

徳島労働基準監督署（以下「徳島署」という。）において、労災補償調査の一環として使用する「災害発生状況報告書」（以下「報告書」という。）を誤って廃棄するという事案が発生した。

報告書には、請求人氏名、生年月日、住所、傷病名、負傷状況、請求人印及び事業場の代表者名及び代表者印が記載されていた。

2 事案経過

（1）平成29年4月6日、徳島署において、請求人 A から報告書が提出され、職員 B が受理した。

（2）同日、職員 B が業務に使用するため机の上に置いていた報告書が無いことに気がつき、直ちに周辺を探索したが報告書は見当たらなかった。

職員 B が報告書を処理する少し前に机に置いていた不要文書をシュレッダーによる裁断処理を行っていたため、断片を確認したところ、報告書の一部を発見し、誤廃棄が判明した。

（3）同月7日、徳島署労災課長及び職員 B が事業場及び請求人を訪問し、経過説明及び謝罪を行い、理解を得た。

3 発生原因

徳島署では、シュレッダーによる裁断処理を行う書類を専用のごみ箱に入れ、担当者が確認の上、管理者がシュレッダーする措置を講じていたところであるが、その措置が遵守されていなかったこと。

4 再発防止策

- (1) 徳島署においては、4月7日に署長から非常勤職員を含む全職員に対し、本事案についての経過説明を行うとともに、再発防止に万全を期するため、文書を廃棄するのは管理者が行うこと、廃棄する文書は確認を行うことなど、チェックリストを用いた文書廃棄時の基本動作の徹底について指示した。
- (2) 徳島労働局においては、労働基準部において臨時部議を開催し、本件事案に係る経過説明を行い、文書を廃棄する場合には、廃棄対象ではない個人情報に記載された文書が混入していないかを複数名で1枚ずつ確認した上で廃棄すること、廃棄対象でない文書と思われるものがあるときは必ず担当者に確認することなどの基本動作の徹底を指示するとともに、管下の労働基準監督署に対しても基本動作の徹底を文書で指示した。
また、総務部長から、局内各部課室長、管下の労働基準監督署長及び公共職業安定所長に対して個人情報漏えい防止の取組の徹底を文書で指示した。

担当 徳島労働局労働基準部労災補償課
労災補償課長 川邊 洋二
電話 088-652-9144